

埼玉県市町村国保広域化等推進会議設置要綱

(目的)

第1条 国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化を図る上で課題となる事項について、埼玉県と県内市町村、埼玉県国民健康保険団体連合会が定期的に協議を行い、市町村国保の広域化を着実に推進するため、埼玉県市町村国保広域化等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 推進会議は、前条の目的の達成に資するため、次の事項について意見交換等を行うものとする。

- (1) 第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針において、市町村と協議することとされている、国保事業の運営の広域化、国保財政の安定化、国保制度改革への的確な対応と、課題となる事項に関すること
- (2) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条の規定に基づき策定する、国保運営方針に関すること
- (3) その他、国保運営に関する諸施策や事務の標準化、効率化、広域化等に関すること

(構成)

第3条 推進会議は、埼玉県保健医療部国保医療課長、県内市町村国民健康保険主管課長及び埼玉県国民健康保険団体連合会事務局長で構成する。

(運営)

第4条 推進会議は、埼玉県保健医療部国保医療課長が招集し、主宰する。

- 2 埼玉県保健医療部国保医療課長は必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(地域推進会議)

第5条 市町村国保の広域化に向けた地域の課題が生じた場合は、埼玉県市町村国保広域化等地域推進会議（以下「地域推進会議」という。）を開催する。

- 2 地域推進会議は、4つのブロックに分けることとする。ブロック分けは別表のとおりとする。
- 3 地域推進会議は、埼玉県保健医療部国保医療課長、各ブロックの市町村国民健康保険主管課長及び埼玉県国民健康保険団体連合会事務局長で構成する。
- 4 地域推進会議は、必要の都度、埼玉県保健医療部国保医療課長が招集し、主宰する。
- 5 埼玉県保健医療部国保医療課長は必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 市町村国保の広域化に向けた個別事項について意見交換等を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置、構成等は、推進会議において定める。

(庶務)

第7条 推進会議、地域推進会議の庶務は、埼玉県保健医療部国保医療課国保事業担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議において定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。
- 2 この要綱に基づく推進会議は、この要綱の施行前に存在した埼玉縣市町村国保広域化等推進会議に関する業務を引き継ぐものとする。
- 3 埼玉縣市町村広域化等推進会議については、平成28年3月23日をもって廃止する。

別表

区 域	市 町 村 名
東 部	<p>(1 2 市 3 町)</p> <p>加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、宮代町、白岡市、幸手市、杉戸町、松伏町、吉川市</p>
西 部	<p>(1 1 市 1 0 町 1 村)</p> <p>川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、坂戸市、毛呂山町、越生町、鶴ヶ島市、日高市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村</p>
南 部	<p>(1 2 市 1 町)</p> <p>川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町、さいたま市</p>
北 部	<p>(5 市 8 町)</p> <p>熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町</p>